

# 下関有権者様の御意志に畏敬 吉村親房の選管本票御報告致します

全て法定得票 繰り上  
オートバイ1台  
事前運動なし

## 県議選 18度

回数	立候補時	選挙年	法定支持票
①	29才	S46	8,205
②	33才	S50	8,043
③	34才	S51補	18,821
④	37才	S54	6,176
⑤	38才	S55補	26,601
⑥	41才	S58	7,161
⑦	45才	S62	4,622
⑧	46才	S63補	6,084
⑨	49才	H3	3,080
⑩	53才	H7	4,361
⑪	54才	H8補	10,009
⑫	57才	H11	4,404
⑬	61才	H15	3,824
⑭	63才	H17補	10,890
⑮	65才	H19合	3,590
⑯	70才	H23	5,195
⑰	72才	H26補	21,343
⑱	74才	H27	2,059

開票の公正を求めて18度目選挙直後、46年間辛苦と有権者様の為に行政不服審査法で山口県選管に異議申立。広島高裁後に吉村親房自身で最高裁へ上告。第三小法廷裁判書面届く。選挙と投開票は基本的人権と民主主義の根幹で、吉村親房が選挙の公正を求め実現した国内外の重要裁判である。日本のマスコミは報道せず無視した。国民の知る権利義務と知らせる権利義務が保障されないのは大変な問題なのである。

吉村親房が、19度目立候補しなければ上告、理由と意義、有権者様は永遠に知られないままとなる。今回の立候補には重大な意義があり、それだけに立候補迄には、公私共に壮絶な弾圧と妨害を受けている。

平成31年2月20日の山口県議選立候補者説明会資料は「上告の理由と根拠の書面」が県議選50年目初、挿入されてない。吉村19度立候補、50年間取組んだ選挙公正への努力が実を結んだ瞬間なのである。

山口県議選下関市区は、「速報理由に」[選挙立合人が監視する前の票を候補者別別得票概数票として発表掲示、新聞TV報道の瞬間に「概数票が確定票になる」なる仕組みがある]。吉村が従来県議選18度46年間立候補者説明会と告示日を体験。体験の度に、下関市区選管複数職員殿が、

[速報の為に選挙立合人が監視する前の票

を外部に発表するので承諾書に署名捺印して提出をと幾度も要請受け辛苦の体験者。選挙立合人が監視する前の票を職員の手で任意に恣意的に外部に発表されては、候補者、選挙立会人自身、有権者は投票の正確さと真実を知ることが不可能であり選挙の公正、民主主義が保障されてないのであり選挙法と日本国憲法違反は明確となる。

吉村親房も高齢になり余儀なく最高裁に上告した、それが受理されて裁判は日本国の選挙の公正が実現し、下関有権者様の記録と歴史である。